



# 東北大学における 障害のある学生への支援について

東北大学 高度教養教育・学生支援機構  
学生相談・特別支援センター 特別支援室



TOHOKU  
UNIVERSITY

# 東北大学における障害のある学生への支援について

## 障害者差別解消法が施行されました

- 平成28年4月より、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。
- これにより、障害のある方への不当な差別的扱いと、合理的配慮を提供しないことが禁止されます。
- 国立大学では、障害のある学生に対し、社会的障壁の除去のため必要かつ合理的な配慮を提供することが義務となります。

## 大学として規程を策定しました

- 法第9条に基づき、合理的配慮の提供等について職員が適切に対応するために必要な要領(対応要領)を定めることが義務付けられています。
- 本学においては、服務規律の一環として、「国立大学法人東北大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」を策定しました。
- 併せて、基本的な考え方および一般的な対応例などを記載した「国立大学法人東北大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的考え方及び留意事項」を策定しました。

## 学生対応のガイドラインをご活用ください

- 規程および留意事項は本学の全ての構成員を対象としています。これらの策定に合わせて、障害のある学生への対応に関するガイドラインを作成しました。
- 視覚障害、聴覚障害など障害の種別ごとに特徴や修学上の配慮のポイントをまとめています。
- 授業や試験の際の参考に、どうぞご活用ください。
- 学生相談・特別支援センター特別支援室では、教職員の方からの相談にも対応いたします。

## 特別支援室の活動

平成26年4月に開設した特別支援室では、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、発達障害、精神障害などの障害があることにより修学・生活上のつまずきや問題、悩みなどを抱える学生(院生等含む)や関係者への支援、学生サポーターの養成や各種研修等を行っています。

### 障害学生の個別相談

履歴計画、修学上のつまずき、対人関係の悩み、心身の健康上の問題や「発達障害があるのではないか」といった心配等について個別相談を行っています。

### 学生サポーターの募集・養成

教職員、特別支援室の相談員には手が行き届かない支援を実現させるため、学生サポーターを募集・養成し様々な活動を行っています。

### 授業時等の配慮内容の検討

学生、保護者からの要請に応じて、全学・部局が授業担当者への配慮依頼を作成する際に、関係者と一緒に協議し助言をしています。

### バリアフリーマップの作成

身体に障害のある方がキャンパス内を移動しやすくなるよう、段差やスロープなどを分かりやすく表示したバリアフリーマップを作成しています。

### 教職員、家族への支援

修学上の困難を抱える学生や、障害の疑いのある学生について相談にこられた教職員、家族の相談に対応しています。

### FD/SD研修会

学生生活支援審議会FDの開催や部局FD、教務系事務職員対象SDにおける講話の提供等を行っています。

## 平成27年度のとりくみ

### 《共通》

学生、関係部局の教職員と配慮依頼内容の協議  
授業時等の配慮内容の検討

### 《視覚障害》

活字媒体の電子データ化及び提供サポート

### 《聴覚障害》

授業、オープンキャンパスにおける要約筆記サポート

### 《肢体不自由》

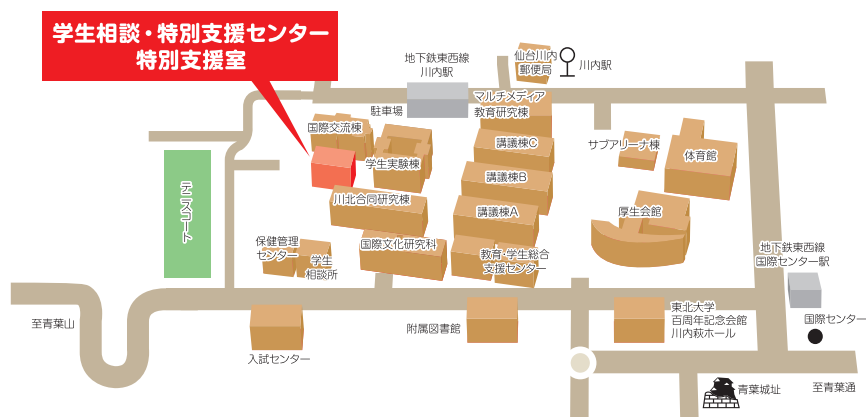
負担が少なく歩きやすいキャンパス内動線の確認

### 《発達障害》

履修計画のサポート、修学・生活面の継続的な相談



## アクセス



## 相談の申込み・お問合せ

### 学生相談・特別支援センター 特別支援室

〒980-8576 仙台市青葉区川内41  
TEL: (022) 795-7696 (直通) 内線7696  
FAX: (022) 795-4950  
MAIL: t-sien@ihe.tohoku.ac.jp  
HP: <http://www.ucc.he.tohoku.ac.jp>

### 開室時間

月曜日～金曜日 9:30～17:00  
(祝日及び年末年始は閉室)

FDの開催や個別の相談など、  
部局や教職員へのサポートも行っています。  
お気軽にご相談ください。